

## 2-2 事業認定の手続き

### 4. 事業認定の告示

#### 事業認定の告示

法第26条

(事業認定庁)

- ・起業者に文書で通知
- ・事業認定の告示
  - 大臣認定 → 官報にて
  - 知事認定 → 都道府県公報にて

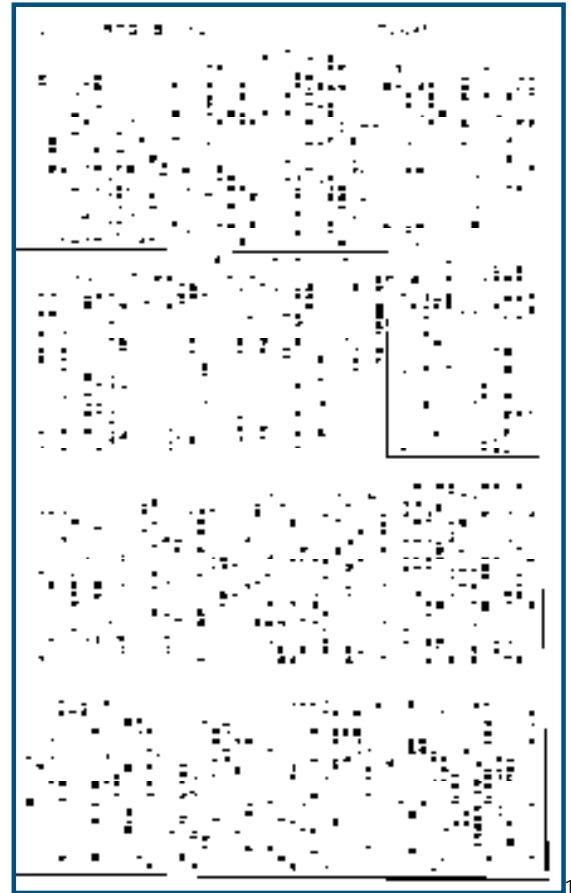
※事業を認定した理由も記述

#### 長期縦覧

法第26条の2

(起業地が存する市町村)

- ・起業地を表示する図面を、  
**土地取得が完了するまでの間**、公衆に縦覧



13

## 2-3 事業認定の効果

区分	義務	権利
起業者	1. 補償等の周知措置	2. 土地物件調査権(法35条)
土地所有者 及び関係人	土地の保全義務 /土地等価格の固定/関係人の制限	収用(使用)の裁決申請/明渡裁決の申立て 裁決申請の請求/補償金の支払請求 /明渡裁決の申立て

#### 効力の有効期間

事業の認定の告示があった日から1年以内に収用又は使用の裁決申請をしないと、事業認定の効力は失効する。

#### 手続の保留

1年以内に裁決申請ができない事情があるとき



法第31条～34条の5

- ・事業認定の申請と同時に、事業認定庁へ申立てを行う
- ・事業認定の告示の際に、事業認定庁は、手続保留の範囲を告示する
- ・保留をしても、**事業認定の告示日から3年以内に収用手続開始の申立て**を行わなければ、事業認定の効力は失効する。

14

## 2-3 事業認定の効果

### 1. 補償等の周知措置

法第28条の2 規則第13条、13条の2

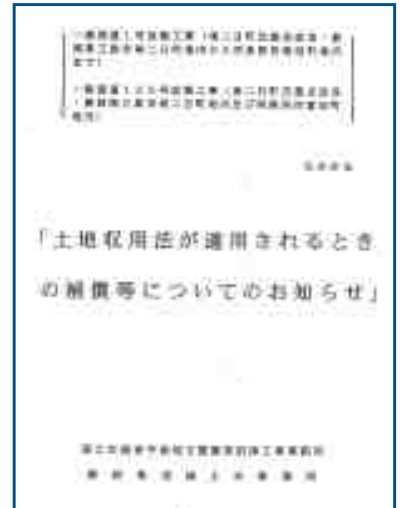
#### 法第28条の2

起業者は、事業認定の告示があったときは、直ちに土地所有者及び関係人に対して、補償等について周知させるための措置を講じなければならない。

- ・ 補償等の内容を記載した書面の配付
- ・ 同様の内容を起業地又は周辺に掲示

#### 周知する内容

- ・ 裁決申請の請求に関する事項
- ・ 補償金の支払請求に関する事項
- ・ 明渡裁決の申立てに関する事項



15

## 2-3 事業認定の効果

### 2. 土地物件調査権(法35条)

法第35条、36条、36条の2、37条、38条

#### 法第35条（土地物件調査権）

起業者は、土地調書・物件調書の作成のため、土地・工作物に立入り、測量し、又は調査することができる。

#### 調書の作成、効力

- ・ 調書は、起業者が、収用委員会の審理に先立ち、収用対象の土地・物件の内容、権利関係等について整理し、裁決申請書と共に提出
- ・ 調書には、土地所有者及び関係人の署名押印が必要（但し、拒まれた場合は、市町村長が代行可能）
- ・ 調書記載事項の真否について、異議を述べることはできない（記載事項の誤りを立証する場合を除く、異議を付した場合はその範囲で意見陳述可）

16

## 2-4 適期申請のルールについて

### 申請の「適期」とは

用地取得率80%

又は

用地幅杭打設終了から3年経過

いずれか早い時期に事業認定申請準備に着手し、準備着手1年後を目途に事業認定を申請（土地収用制度を積極的に活用）

#### 「適期」設定の背景

- ・ 公共事業に対する、コスト意識の高まり
- ・ 経済活性化の観点

早期完成による事業効果の早期発現を図る

### ただし、以下の特別な事情のある事業を除く

- ・ **土地所有者・関係人数が相当多数**であり、3年では用地取得率80パーセントが見込めない事業⇒80%に達していなくても申請準備に着手する
- ・ 事業認定申請手続の実施により、**地元の協力関係が失われる**ことが確実に見込まれる事業⇒可能な限り任意交渉を行った上で、事業認定申請を行う
- ・ 用地幅杭の打設から3年を経ている、用地取得率が著しく低く、**職員の執行体制等から申請手続を実施することが困難**な事業⇒体制が整ってから申請を行う
- ・ **用地幅杭打設後おおむね1年以内に用地業務が完了**することが見込まれる事業⇒適期を待たずに申請準備に着手する

17

## 2-5 事前相談について

### 事業認定申請

#### 《起業者が抱える問題》

- ・ 「収用・使用するに値する公益性を有する」事業であることを、説明するために必要な参考資料が膨大である。
- ・ そもそも、申請書に書くべき内容や、書き方について知識が不足している。

事業認定庁によるサポートが必要不可欠

#### 平成13年以前

事業認定庁が申請前に実質的な審査を行い、認定が可能な状態にした後に本申請に至る、「事前審査」制度が運用されていた。

#### 批判

事業認定庁としての公正性、中立性に欠ける⇒法改正により、「事前審査制度」廃止

### 事前相談

事業認定庁は、行政手続法第9条第2項の規定に基づき、申請書の作成に当たっての注意点等について、「事前相談」を行っている。

<行政手続法第9条第2項>

「行政庁は、申請しようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。」

18

# 3. 事業認定の要件と申請書類

- 3-1 事業認定の4つの要件
- 3-2 第1号要件 収用適格事業
- 3-3 第2号要件 起業者の意思と能力
- 3-4 第3号要件 土地の適正かつ合理的な利用
- 3-5 第4号要件 公益上の必要性
- 3-6 事業認定申請書の作成
- 3-7 起業地の範囲

## 3-1 事業認定の4つの要件

